第四号書式〔第 21 条〕

表　面

第　　号

年　　月　　日 発 行

官 職 氏 名

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
第 46 条の規定に基づく監査証票

財務大臣
財務局長
又は福岡財務支局長

裏　面

会計法（抄）

第 46 条　財務大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、収支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行い、又は必要に応じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

財務大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備　考

⑴　用紙は厚質青紙とし、寸法は日本産業規格 B 列８とする。

⑵　この監査証票は、財務本省所属の職員に係るものにあつては財務大臣が、財務局所属の職員に係るものにあつては財務局長が、福岡財務支局所属の職員に係るものにあつては福岡財務支局長が、それぞれ発行するものとする。